

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	住民基本台帳ファイル	
行政機関等の名称	倉敷市長	
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	市民生活部市民課, 水島支所市民課, 児島支所市民課, 玉島支所市民課, 真備支所市民課, 庄支所市民係, 茶屋町支所市民係, 船穂支所市民税務係, 倉敷駅前連絡所	
個人情報ファイルの利用目的	住民基本台帳の整備, 証明書等への記載, 住民サービスの基礎情報とするため。	
記録項目	総務省「住民記録システム標準仕様書」「印鑑登録システム標準仕様書」の「1.1.1 日本人住民データの管理」及び「1.1.2 外国人住民データの管理」の【実装必須機能】に列記された項目	
記録範囲	住基法第5条(住民基本台帳の備付け)に基づき住民基本台帳に記録された住民。 ※住民基本台帳に記録されていたもので, 転出, 死亡等の事由により住民票が消除された者(以下「消除者」という。)を含む。	
記録情報の収集方法	本人又は本人の代理人からの届出。他自治体、地方公共団体情報システム機構、出入国在留管理庁からの通知。	
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない	
記録情報の経常的提供先	—	
開示請求等を受理する組織の名称及び所在地	倉敷市総務部法務課情報公開室 〒710-8565 倉敷市西中新田640番地 倉敷市児島支所総務課 〒711-8565 倉敷市児島小川町3681番地3 倉敷市玉島支所総務課 〒713-8565 倉敷市玉島阿賀崎1丁目1番1号 倉敷市水島支所総務課 〒712-8565 倉敷市水島北幸町1番1号 倉敷市真備支所市民課 〒710-1398 倉敷市真備町箭田1141番地1	
訂正及び利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—	
個人情報ファイルの種別	<input checked="" type="checkbox"/> 法第60条第2項第1号 (電算処理ファイル) 令第21条第7項に該当するファイル <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 法第60条第2項第2号 (マニュアル処理ファイル)
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨		
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称及び所在地		
行政機関等匿名加工情報の概要		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称及び所在地		
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間		
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨		
備考		